

新公審査答申（個）第75号  
令和6年11月6日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年7月14日付け、新行経第202号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和2年4月8日付け新病管第28号により行った非訂正決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和2年3月17日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成30年2月22日及び3月5日に実施機関が審査請求人宛に発出した文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求した。

2 実施機関の開示決定

令和2年3月31日、実施機関は、本件請求文書の開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 個人情報の訂正請求

令和2年3月31日、審査請求人は、条例第20条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「画像診断結果が出ていない段階であったことから、転移状況を詳細にはお伝えできなかったとしているが、令和元年12月25日回答文書により詳細判明していた」と訂正を請求（以下「本件訂正請求」という。）した。

4 実施機関の訂正決定

令和2年4月8日、実施機関は、請求に係る文書に誤りはないため、非訂正決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知（以下「本件決定通知」という。）した。

5 審査請求

令和2年4月8日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 6 諮問

令和2年7月14日、新潟市長は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件請求文書の訂正を求めたことに対して、本件決定通知には「補足の説明を令和2年3月31日付けの別紙文書にて既に回答済み」とあるが、本件請求文書に対する回答となっていない。

また、令和2年3月31日の請求人に対しての実施機関発出の文書には、「平成22年8月3日の医師による病状説明の際、請求人から肝臓の腫瘍の大きさや個数をご質問いただいたことについて、その時点でMRI検査報告書（版数1）がありましたが、これに基づいた説明は行いませんでした。」と記載されている。それに対し、本件請求文書は「診断結果が出ていない段階であったため、腫瘍の大きさ個数はお伝えできませんでした。」と記載（以下「本件訂正対象箇所」という。）されている。

MRI検査報告書があったため、8月3日の病状説明は十分できたのに、説明をしなかったことは、明らかに間違いである。

すなわち、本件請求文書の内容は、画像により病状説明ができたのに医師が病状説明をしなかったと訂正すべきであり、「請求に係る文書に誤りはない」として「非訂正決定通知書」としたことは、誤りである。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

## 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

条例第19条第1項の規定により、訂正請求できる個人情報とは、「前条の規定により開示を受けた自己に係る保有個人情報」とされている。本件請求文書である市の回答文書に対して条例による訂正請求を認めることは、回答文書のすべてについて条例による訂正請求で訂正を求めることが可能となってしまう、条例で規定されている訂正請求の趣旨に反するものと思われる。ただし、条例の規定から、本件訂正請求に対する却下通知が可能かどうか必ずしも明らかでなく、また、後述のとおり、本件請求文書に誤りはなかったため、非訂正決定通知書として通知したもので

ある。

なお、本件訂正請求に対して訂正しない理由は、以下のとおりである。

請求人が主張する本件請求文書の「専門の放射線診断医による画像診断結果が出ていない段階であったことから、詳細な結果をお伝えできなかった」旨の表記については、本件請求文書の回答後にこれまで請求人に説明しているように、「MRIの最終的な診断の記録が出ていなかった平成22年8月3日の病状説明の際、画像自体は見られる状態であり既に第一報はあったが、CTの情報を上回るような詳細な最終診断結果がまだ出ていない状況だったため、個々の腫瘍の大きさや個数などの詳細を伝えられる段階ではなかった」という趣旨で説明をしている。

令和2年1月20日付け「質問に対する回答書の訂正の申し入れについて」（以下「本件申し入れ」という。）は、本件審査請求に係る本件訂正請求と同趣旨である。本件申し入れに対する令和2年3月31日付けの回答文書において、訂正を申し入れた箇所については、誤りはないため訂正はせず、改めて補足説明として、MRI検査報告書はあったもののこれに基づいた説明は事実行っておらず、記憶の不確かさでなぜ説明をしなかったかは確認に至っていない旨を回答している。

請求人は「画像により病状説明ができたのに医師が病状説明をしなかったと訂正すべき」との主張をするが、第一報の画像はあったことは事実であるものの、病状説明ができたかどうかはその事実に対する評価、判断と解することも可能であるのでそのように解するのであれば、そもそも訂正請求になじまないと考えられるが、仮に内容について検討したとしても、上記のとおり、第一報の画像はあったものの、それが最終診断結果ではないので詳細な結果を伝えられる段階ではなかったため、本件訂正請求に係る文書に誤りはない。また、本件訂正請求に対する本件決定は上記の趣旨で誤りはないと回答しているのであり、令和2年3月31日付け回答文書を補足として説明しており、令和2年3月31日付け回答文書のみをもって非訂正としているわけではない。

以上により、本件訂正請求に対する本件決定は妥当であると考える。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件訂正請求に対し、実施機関が文書に誤りはないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討する。

### 2 本件決定の妥当性について

条例第19条第1項の規定による個人情報訂正請求の対象は、その性質上客観的に判断できる事実であり、個人に対する評価、判断のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、これに該当しない。

当審査会において、本件訂正対象箇所を見分したところ、実施機関の回答時点における見解や評価等であり、条例に定める事実該当するものではないため、実施機関の行った本件決定は妥当である。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 2年 7月15日	実施機関の諮問書を受理
令和 6年 7月30日	審査会開催（第1回）
令和 6年 8月19日	審査会開催（第2回）
令和 6年 9月24日	審査会開催（第3回）
令和 6年10月28日	審査会開催（第4回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵淵栄治、 委員 櫻井香子